

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県	執行機関名 佐世保市長
3. 市区町村名	佐世保市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年12月21日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	27	
10. 保護評価書の名称	福祉医療費の支給に関する事務(心身障害者)	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E4%BD%90%E4%B8%96%E4%BF%9D%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AF%E6%94%A	
12. 委任関係		

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの	佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号)による医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者)
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	145	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐世保市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第7の項 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号)による医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの(心身障害者)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第1条	佐世保市福祉医療費の支給に関する条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(心身障害者)、乳幼児、小・中学生、高校生等、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子に対し、医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)を支給することにより、保健の向上に寄与するとともに(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年9月30日条例第54号) 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年9月30日規則第58号)